

福岡藩における牛馬売買の法的規制と牛馬の押取り

秀村選三

はじめに

牛馬は農耕用、運輸用としてきわめて重要な役割をもっていたにもかかわらず社会経済史の課題として取りあげられることは比較的になかったようである。たとえば飢饉における人口の減少については当然関心が高いが、牛馬の被害状況、その影響などはあまり詳しくは調べられていない。しかし近世後期に福岡藩の遠賀・鞍手の郡奉行が牛馬の流行病に際して「近年牛馬代殊ニ高価ニ相成、一牛馬を殞失^いても跡買入方別て難渋ニ差及^い折柄、前文之通数多之牛馬殞失^いては自ら致龜作、果者一村之衰微ニも相至、甚以歎敷次第^い」と云っているのは牛馬の補充ができない時

の窮状をよく示していると思われる。村方文書の中でも農民の多額の借銀の主たる原因の一つは牛馬代のためであった^②。しかも牛馬の売買は農民にとつてきわめて重要であるにかかわらず、とかく馬苦勞(博勞・伯樂)の不実、不正のために問題が起り農民が困惑していたことは屢指摘されている^③。一例として筑前の史料を窺うこととする。(文中の半算(破産)は牛馬売買の周旋の意、半算人(破産人)は馬苦勞のうち藩が人柄を見て指定した周旋人である。後述)。

宗像郡田野村百姓作平・与次平、^上八村吉六御詮議ニ付乍恐御願申上ル口上之覚^④

一鞍手郡倉久村善三と申者、私共牛馬去申ノ五月より旧六月ニかけ左之通上八村忠蔵半算にて売渡し申^い、右

代錢払方無之ニ付段々催促仕仕處、七月下旬ニかけ相
払可申由申申得共、其後払出不申申間、又々八月六日
馬主作平・破産人忠藏同道ニて罷越越處、善三儀宿ニ
居不申申間、隣家問合申申處、同人儀五六日以前出奔
仕仕由申申故罷歸り、其段村役人衆江申達、御狀願受
直ニ四郎丸村庄屋惣五郎殿方江罷越、右之段申上上
處、右善三と申者当村之者ニ紛無御座座得共、本人出
奔仕仕てハ相分り不申申間、同人一族とも并村方方も
尋出させ罷歸り次第払方可被仰付由被仰聞聞得共、一
円博取り不申、私共難渋仕居申上上、右ニ付、去十二
月廿日方上八村忠藏悴太七・平七兄弟尋ニ遣申申得共
相しれ不申、罷歸りて又々同月廿六日右兄弟之者
方々相尋尋得共行方相知レ不申故、年越ニ宿ニも歸り
不申、当正月三日同郡八尋村ニてと風善三見当見を召
連……四郎丸村庄屋惣五郎殿へ手渡仕置、同月廿日比
ニかけ罷出可申申間差引可被下段申置罷歸り、同月廿
日四郎丸村庄屋惣五郎殿方へ参参處……二月三日……
惣五郎殿方被仰聞聞者、善三不埒之次第御役所江此節
及言上上ニ間、何れとも被仰付次第相片付可申旨仰被
聞置置儀ニ御座座、然ルニ右善三御詮儀被仰付付處、

何分払方の段相立不申、同人儀ヲ忠藏手元へ無給ニて
召仕仕儀共ハ如何可有御座哉哉之段被為仰付付へ共、

忠藏儀も急々仕法有御座間敷、左様有之ニてハ弥私共
難渋仕仕儀ニ御座座、何卒現錢相払払様被仰付可被
下下、尤も現錢調達不仕仕ハ、最前売渡シ召置置牛馬
差返返か、何れ共宜敷様被仰付付被為下下（下略）

と訴え、馬（代錢三百四拾六匁 馬主 田野村与次平）・牛
（代錢百五拾五匁 牛主 上八村吉六）・馬（代錢三百廿八匁
馬主 田野村作平）と牛馬代錢を書き上げて、享和元年
（二八〇一）四月に郡奉行嶋井仁右衛門様御役所宛に善三
が現金で牛馬代を払うか、さもなければ牛馬を返すよう願っ
たのであるが、おそらく効果はなかったと思われる。

小論では福岡藩領における牛馬の売買について、藩の法
的規制を年代順に考察し、さらに他領、他地域との牛馬売
買の紛争、とくに牛馬押取りの事例を窺ってみたいと思
う。

一 牛馬売買に関する福岡藩の法的規制

1 明和六年（一七六九）九月二十八日「定」

福岡藩では延享元年（一七四四）正月朔日の「牛馬仕組

(5)「定」があるが、これは主に死牛馬、怪我牛馬、病牛馬の仕替銀の拝借、年賦上納等の規定で、牛馬売買に関するものではない。

牛馬売買についてよく知り得るのは「御法令」の中に見える「牛馬肝煎作法之事」で、明和六年九月廿八日御書出の「定」⁽⁶⁾で、後年まで基本となったものである。

これによると、「在郷馬苦勞之業不法之儀有之ニ付」、寛延四年に馬苦勞を取り締まったが、(この史料は筆者未見)かえって筋悪しきこともあったので人柄を詮議して、他国売買の牛馬肝煎役を申し付けたとあり、奉行中が「作法」を立て「定」をきめた。その内容は次の通りであった。

(1)他国との牛馬売買には肝煎役を立て、郡の大小により人数をきめて受け持たせる。領国内の売買はこれまで通り相對にさせ、牛馬をよく知らない者は肝煎に頼むか、村内の心得ある者に頼むのは勝手であるが、他国との売買は肝煎役を離れて相對で売買することは嚴禁する。

附、肝煎役以外は一切他領への牛馬売買に携わつてはならない。これに背く者がいたら肝煎之者より申出よ、屹度咎めを申しつける。

(2)他領との売買の少ない郡は肝煎の者を置かず、他郡の

肝煎の者に頼むのは勝手次第。

(3)牛馬売買の者は双方共その村の庄屋に届け、庄屋は懈怠なく帳面に記録し、代銀は十五日を限度に支払い、受取証拠を庄屋に差し出すこと。

附、代銀支払い迄、自分の証文を出す時に、もし代銀が滞つた時には何処の牛馬でも押さえ取るようにといふ如き不埒の文言を加えてはならない。

(4)牛馬代金は買主より売主に直に手渡しするが、やむおえぬことで肝煎の者、其の他に取次を頼む時は庄屋にとわること。

(5)牛馬破産銀(牛馬の鑑定料・世話料)は売主・買主双方より一匁宛遣わすこと。もつとも遠方へ行つた時の雑用費は支払うこと。

(6)肝煎役には免札を渡すので他国、自領内ともに持参すること。

(7)肝煎役は牛馬売買を職業のようにして博勞まがいのことをしてならない。

(8)肝煎役には面役一人分を免除、またその郡相應の苦勞米を支給する。

免札は次の通りであった。

免札⁽⁷⁾

(表)

一牛馬肝煎

何郡何村

借札停止

何かし

(裏)

年号 月 日

郡奉行名判

ここで重要なことは、他国との売買には牛馬肝煎役を新しく決め、さらにその手先の者をつけたことであるが、実際には従来の馬苦労とは別に牛馬肝煎役とその手先を確保するのはどうしたであろうか。肝煎役には馬苦労まがいのことはしてならないとして苦労米を給し、面役一人分の免除をして、村役人的な扱いをしているが、実態はいかがであつたか、手先の者になる者を用いたか、不明なことが多い。後にふれる半算人とともに考えたい。

この文書には、肝煎役には請書を出させることとして「何郡何村牛馬肝煎中御請申上書物之事」と案文が示されている。内容は右の「定」各箇条に示されたもので大庄屋宛に牛馬肝煎役はじめ、各人何がし 何がし…と連名でするように指示している。ことに他国に対しては牛馬の吟味、値段の決定に紛らわしいことがなく、百姓衆に勝手よいうにとりはからうこと。また肝煎役以外の者で他国と

牛馬売買をしている者があれば速やかに注進することとし、さらに他国は勿論領内でも免札の貸借をしないことを請合せている。⁽⁸⁾

やがて右に近い年代であろう、村々牛馬破産人中への「口達控」によると、牛馬肝煎のほか破産人をきめている。牛馬肝煎が僅かの人数で行き届きかねて村々では牛馬の心得ある者(従来の馬苦労か)に破産(牛馬売買の周旋)を頼み、中には不正の者がおり、多くは旅日雇躰の一所不住の者で、出奔して手掛り無く、牛馬代金が滞り難渋する者がいたため、詮議の上、村々で人柄を選び破産人とし、破産免札を渡した。免札を所持しない者は牛馬売買に今後携わらないように、また破産人はあくまで其の村限りのことで、他領や領内は牛馬肝煎役が取り計らうとしている。免札を所持しない者は隠シ馬苦労として取り扱われた。

2 寛政五年(一七九三) 宗像・粕屋両郡七触の大庄屋宛「覚」⁽¹⁰⁾

この「覚」は宗像・粕屋郡奉行の富永軍次郎から久原・中原・浜男・原上・脇浦・須恵・上西郷の七触の大庄屋に出されたもので、年末詳であるが五月廿日とあり(おそら

く寛政五年かと思われる)、これには次のごとく規定されている。

(1) 近来牛馬売買に筋悪しき儀多く、領内は勿論他領とかかり合いの指し纏れがあるのは、明和六年御書出の「定」があるにもかかわらず村役人の示し方が不行届きのためである。以後大庄屋、村役人共は先年の定書の通り手堅く守ること。

(2) 牛馬肝煎の者の人数が不足の村は申し出よ。詮議の上増員する。肝煎の者が人品よろしからず村の為にならぬいならば、人柄の取替えを願ひ出よ。

(3) 「定書」(作法)に背き、年来滞っている馬代が指し纏れるのは、村役人・百姓の怠慢の故だから前々の分は何程申し出ようとも取り上げない。もつとも作法通りにしたにも関わらず滞っている分は、申し出れば詮議して解決するようにする。

(4) 農業に励まず、商売筋に偏つて牛馬売買に携わり、隠シ馬苦勞の業をする者は召捕らえて申し出よ。彼等をそのまま置いて余分の馬代を引き負うのは村役人・百姓中が定書に背いたからで、滞り分は村役人に弁償を申し付け、百姓中にも場合によっては重科に処する。

(5) 近年未進判などになり、村に居らず行方不明で隠シ馬苦勞をしている者があれば見當たり次第召捕らえよ。

(6) 生国の不埒かな者でも牛馬売買が上手の由で、村を往來したり滞留する者がいても村のためになるので、そのまま見逃している者もあるようだが、以後は差し止め、今後入り込みの者は追ひ立てること。

(7) これまで牛馬売買について村方が不取締のため問題が紛糾して他領との折衝をするのは藩の御外聞にも関わるので、今後は嚴重に引き締めて、売買した牛馬はその度に持主、肝煎の者に名元を帳面に記録し、村庄屋から大庄屋へ申し出の上、他領との紛糾、領国内の紛糾が無く、代価差引済みの旨を大庄屋が吟味した上で、大庄屋が奥書して毎年二月廿九日切に役所へ差し出すこと。今後も不取締りの次第があれば重科に申し付ける。

以上の達を見ると、明和六年の定書が他領との売買への関心が強かったのに比べると、ここでは、他領との売買について規定はしているが(第七条)、むしろ領内の牛馬売買に携わる者、隠シ馬苦勞を取締まらねばならぬ状況が生じていたものと思われる。すでに天明期において郡町浦に商品貨幣経済が浸透してきて民衆の風俗が変わってきたた

め藩は「天明八年御国中一統被仰出覚」において志荷商人・諸勸進・半季奉公人の類が村々に入り込むことを禁じ、村々居住の志荷商人・振売・徳利酒売等は近辺の町場へ入判、居住替をさせる状況(1)のなかで未進判の者、生国不確の者で商売筋に偏り牛馬売買をする者、隠シ馬苦勞、旅日雇をきびしく取締まったことが窺えるのである。

3 寛政十二年(一八〇〇)申ノ十月十四日「牛馬御作法書 二冊之内」⁽²⁾

これは元來二冊の写本を合冊した文書で、第一冊は郡奉行中から出された「定」その他を収めている。(第二冊は粕屋郡の旅石触・戸原触・久原触の三触が筑後柳川の馬問屋への多額の馬代不差引分の処理と今後の馬買入に関する文書で、別稿で扱うことにする。)

第一冊の「定」は寛政十二年九月のもので、以前明和年中に御書出をもつて御作法を仰せだされたが、次第に守られぬようになり、牛馬代錢の差し纏れが時々あつて、これまでの「馬苦勞共多ク引負ニみつて(よつての意か)」困窮していることについて、今度それぞれに解決策を講じるので、今後御作法を堅く守るようにと命じたのであつた。

もし手先の者以外の者が売買に携わり、代錢の差纏れなどができた時には、容赦なくその者は取り潰し、その余の債務はその村庄屋一人に弁償を命じるので大庄屋、庄屋もかねてから覚悟して油断なく承るようにとある。次のとおりである。

定

御作法

一他国と売買之牛馬肝煎役之者相立、郡之大小応シ人数相極メ請持たせ可申い、御国内之売買ハ是迄之通相對ニ可仕い、牛馬不心得之ものハ肝煎之もの相頼い共勝手次第ニい、他国之売買肝煎役之ものを離レ相對仕い儀堅停止ニい事

附リ 肝煎之者之外一切他国之牛馬売買ニ携申間敷い、相背いもの有之ハ肝煎之者ヨリ可申出い、急度咎可申付い事

として、以下に八ヶ条を定めている。初めにこの寛政十二年「定」にのみ見える二ヶ条があり、その後の各条では、前掲の明和六年の「定」や寛政五年の「覚」と同文、同趣旨のものがあり、ここでは右の各年の条文の順序(順番号)を()内に示したので、それぞれを参照されたい。

定 (和数字の番号と各条中の一は原史料のまま)

売 他領から牛馬を求めたい者は庄屋に申し出て名元を帳

面に記し、庄屋から牛馬肝煎へ証拠を出すべし。故障があつて肝煎役が自分で他領に行き難いときは肝煎役より他領の馬問屋何方へ証拠を書いて手先の者へ持たせ、かねて渡されている往来切手も手先に渡して買ひ求めに遣わすこと。百姓から肝煎役へ直接申し出て、決して取り上げてはならない。勿論手先の者以外は他領へ行つてはならない。

貳 右の手先の者が他領で馬を買求めた時には、馬問屋から

売渡の馬の毛付、代銭の記載の証文を受取つてきたら買主へ馬を渡す時に、肝煎役から右の代銭付きの証拠を買主に見せて、買主は庄屋へ行きその旨を申出て、庄屋は毛付、代銭を前記の帳面に書き留め、何月何日切に代銭を支払うべしという証文を肝煎役へ差出させ、その日限がきたら庄屋からせき立てて代銭を払わせ証拠書類、受取書を保管し、翌年の春には帳面ともに大庄屋へ差し出し、改めを受け、吟味の上役所へ差出す。牛馬肝煎役も同様に買入代銭払方済みの受取、関係書類ともに大庄屋へ差出す。大庄屋手元では

双方の書類を引合わせ得るように印を付けて役所へ差出すこと。

但、郡内に他領の者が牛馬を牽いて売りに来た場合も前文同様に庄屋へ願ひ出て、庄屋から牛馬肝煎役へ連絡し、肝煎役から支払方の証拠を出させる。全体は他領へ手先の者が買ひ求めに行つた時と同じ。

三 牛馬肝煎役の手先の者は、彼等がいないと差し支えるので各触の人数が決られているが、一年切で人柄を取替へること。少しでも不埒の儀を聞きつけたら人柄を取り替へる。

一前記の明和六年「定」の(2)と同じ。

一明和六年「定」の(3)とその(附)はほぼ同じ。

四 国内の牛馬売買も他領同様に庄屋に届け、肝煎役の手先の者へ頼むか、自分が牛馬売買に巧みな者は自分で売買して宜しい。尤も手先の者を頼んで売る場合は、手先の者と買主は一緒にその村の庄屋方へ行き、売主に対して代銭何日限り支払う旨の証文を庄屋より取つて来て売主へ渡すこと。その節庄屋へ右の証拠差出の帳面にも毛付、代銭を記させておく。代銭支払が済めば受取を出し、前に受け取つていた証拠は売主へ返

す。此方へ牛馬を買取の時も同様にする。自分で売買できる場合も手先の者を頼んだ時と同様に取り計らうこと。

一 明和六年「定」の(4)とほぼ同じ。

五 代銭は堅く買主より売主へ直に手渡しすること。惣じて肝煎が手先の者に頼んで売買する節は証拠詰にして、代銭の取り遣りは頼まぬこと。無理に「してやろう」などと云う手先の者がいる時は百姓より直に役所へ申し出よ。

一 牛馬破産銀について、明和六年「定」の(5)とほぼ同じ。もし過分ものを申し掛ける者あれば申出よ。

六 破産の者はその時々模様で苦勞するので、今度から牛馬売買代銭の高につき二分半宛の口銭を渡したい旨、大庄屋中より申し出があり、内々には承知した。勿論過分の儀を要求したら速やかに百姓より申し出ること。隠していて露見したら百姓に咎めを申しつける。

一 明和六年「定」の(6)と同じ。

七 免札は手先の者にはなくてはならぬものだから人柄を選んで受け持たせ、売買に行く場合に肝煎役から渡す

こと。一件ごとに渡して、一件済んで帰ってきたら免札は引きあげること。

一 明和の(7)と同じ。

八 他領の者は勿論国内の者でも不確かな者は売買禁止。

代銭が滞った時はその者の損失、或は手先の者に弁償を申し付けること。

一 明和の(8)と同じ。

なお、奥書があり、それには手先の者以外の者が商売に携わって支払がもめた場合は、容赦なくその者は取り潰し、余分の債務はその村の庄屋に弁償を申し付けるとしている。

さらに「附」として、他領より郡内に牛馬牽出の商人が来るようになれば、求めやすく、代銭の支払も容易にかたずくので、肝煎役が申し合わせて、そのようになるよう取りはからうことを求めた。

この作法書で注目すべきは、これまでも大庄屋・村役人が「定」を守り売買を規制することを命じてはいたが、ここでは、とくに庄屋にきわめて具体的に初めから売買の交渉の過程に関わらせて、毛付け・代銭・証拠・支払期日を証文として確定して、その推進と、最終的には証拠書類の

大庄屋への提出を命じ、場合によっては債務の肩代わりの弁償を庄屋に命じていることで、牛馬売買、半算人の規制が難しいため、庄屋によって規制したことを窺わせるのである。

4 文政三年（一八二〇）正月「極」^{（きまめ）}

この「極」は、もともと請書の案文として書かれた「宗像郡何村百姓中御請書物仕上事」^⑬の文中に書き上げられているもので、この「極」を守ることを請書として請合い、「百姓家持男宍人宛連名」で、「何村百姓何某 同 何かし……」とし、これを組頭中と庄屋が奥裏書をしている文書である。この「極」は藩の意図をよく窺い得るようである。ここには原文のまま載せる。

極

- 一 牛馬買入ハ節、堅代錢持參仕牛馬直段其坐ニ而払切、牛馬請取可申事、但、牛馬買取仕イ方相試、不氣入之分者是迄之通三日之日を試、其内ニ差返、払込置ハ代錢引戻シ可申ハ、自然売主様々申分等相立不承知仕ハ共、村役人より相捌差返させ可申事
- 一 牛馬売渡ハ節ハ親類、縁者貧福之無差別、代錢持參

之者江売渡可申事、但、万一会積ニかわり代錢延売仕ハ者有之ハ者、為科代売渡シ代錢半分捨リニ仕らせハ事

- 一 牛馬代金銀相庭之儀者現ニ持參仕ハ事ゆへ売主相對ニ相極可申事

- 一 牛馬買取ハて三日之内ニ万一殞ハ儀有之ハ者、早速売主江相断、払込置ハ代錢之内半分引戻シ、双方五歩々々之損ニ可仕事

- 一 癩痢（びんじ）・夜盲（ヤメタ）・岸落（ザシタ）・血ばり・血ぞり等之隱病有之等馬ハ是迄百日之日を掛、うり主へ差返ハ様申伝へハ、然るに此節現銀売買之作法ニてハ牛差返、払込之代銀引戻シニ混雜可仕、右様之病氣ハ売主より有躰ニ相断、買主承知之上代錢極可仕ハ、万一相隱置百日之内ニ相頭ハ者、其節詮儀之上売主曲事可申付事

- 一 村半算人は迄之者共、間ニハ不心得之儀も有之哉ニ相聞ハ条、一統相止させ村別当春新規之人柄相立可申事

但、当年新ニ相立ハ村半算人名元早速大庄屋元江書出、村々江相触其者江売買取合可申ハ、自然心

得違ニて右半算人江取合いものハ双方可為曲かまい事

い事

一 牛馬買入い節、先村半算人江錢ち尅ち宛差遣い儀者是迄之通ニ仕、買ニ参い半算人苦勞是迄之内分極堅相止、是又錢ち尅ち宛遣シ可申事

但、牛馬不氣入ニて三日之内ニ差返分たりとも半算人隙掛仕い義ハ同様之事ニ付、半算銀ハ極之通双方ニ指遣可申事

一 宍州より積渡之牛買入、是迄之通にてハ甚猥ニて代錢高直ニ相成、百姓ためニ不相成、此節依評議渡り村江致水上、郡中牛馬肝煎三人立合、現銀ニて代錢下直ニ売渡い条、望之者ハ現銀持参牛馬肝煎引合ニて買取可申い事

右之通御極、近郡江も御引合ニ相成い趣ニ付、勿論他郡ニも堅代錢持込いて買ニ参、直ニ相払可申い、他郡之者江も現銀持参無之者江者売渡申間敷い、以来御極之通嚴重ニ行届い様可仕上い、仍て御請書物如件

文政三年正月

〔百姓家持男老入充連名〕

(何村百姓何某 何がし 何がしと連記)

この文書では牛馬肝煎役やその手先は殆ど見えず、わず

かに尅岐からの牛の買入れに郡中より牛馬肝煎が立ち会うこととあるのみで、肝煎は村役人のようになって、実務に携わる者ではなかったようである。もともと肝煎はそのような村役人的な者であったと思われる、それ故に手先の者が必要としたのであろう。手先の者も従来の博勞の中から不法な者でない人柄を選ぶよりほかなく、結局は「此節詮議之上、村々ニテ人柄相撰破産免札相渡置い」半算人を選定し、半算銀の取得を認め、取引ではあくまで現銀取引として、しかも彼等を「全ク其村限り之心得ニテ」嚴重に統制するように努めたのであった。⁽¹⁴⁾尤も現銀取引は民衆にとっては実際には調達し易いものではなく、果たしてこの「極」は現実に調達されたであろうか。

というのは、この「極」の翌年の文政四年三月「宗像郡上八村・田野村・池田村・吉田村牛馬半算人御請書物仕上ル事」⁽¹⁴⁾には「極」に見える現銀取引の原則は全く見えず、隠シ馬苦勞の排除、それを怠った場合の処罰、代錢差纏れの際の弁償等を請合うのみで従来の請状と全く異ならないのは、果たして右の「極」は調達されたものか、もし達せられていてもきわめて短期間のことではないだろうか。この「極」では百姓が現銀を直ちに調達し難く、半算人に

とつては商売としての旨味は全くなかったと思われるからである。ただ藩としては「かくあるべき」理想的規制を示したのであるうか、或いはごく短期間のみ、両粕屋・宗像郡など限られた地域に達せられたものかもしれない。疑問を残しておきたい。

5 安政二年(一八五五)十月「牛馬売買御作法書」⁽¹⁵⁾

この作法書はもとと安政二年十月に出されたもので、これには十一月廿五日付けで両粕屋・宗像郡役所から大庄屋八人宛に「屹度行届い様立入才判可有之い」と申し入れ、他掛の町方・浦方へも引き合わせたとあるので藩内広く達せられたものであろう。この作法書は原文を『筑前福岡藩史料雑纂(地域史資料叢書第二輯)⁽¹⁶⁾』に載せているので、参照されたい。この黒瀬家文書の作法書は安政三年正月に粕屋郡尾仲村の百姓六一人、組頭取九人が請書を出し(連名連印)、組頭四人、庄屋、庄屋助勤が奥書をしている。同様に宗像郡本木村では安政三年八月のものがあるが(桑野宗文書)、後半が省略されている。

この作法書で特徴的なことは、これまで藩は牛馬の売買にあたる者は牛馬肝煎役とその手先としていたのを、全面

的に半産人としていたことである。

もつとも半産・破産の意味は難しく、文字から見るとハシサンともハサンとも言ったのであろうが、語源はわからない。売主側・買主側の各人で半々に(額は異なっても)算用する意味か、これに関わる者が屢破産するためか、それとももつと別の語源があるのかもしれない。用例から考えると、牛馬売買の際の鑑定、吟味、周旋の意味のようである。一般に言う馬苦勞とほとんど同じで宗像郡陵敵寺村の吉田家「家事日記帳」には「香月ニ馬売い事、藤右衛門・義八半算いたしい事」とあるが如きである。⁽¹⁸⁾

ただ福岡藩では、従来の馬苦勞の世界には詐欺、瞞着が横行して慣れない民衆にとっては騙されやすく、為政者としては、馬苦勞を取り締まっても容易に支配できるものではなかったため、前にも触れたように寛延四年(一七五二)には馬苦勞を取り締まったが効果なく、明和六年(一七六九)には人柄を詮議して牛馬肝煎役を任命し、その手先の者まで決めたのであった。それでこれまで見た御書出や、御作法書、定等はほとんど牛馬肝入役とその手先の者を認めて、馬苦勞についてはふれず、ことに隠シ馬苦勞を認めなかった。しかし実際には天明・寛政期には文書に半

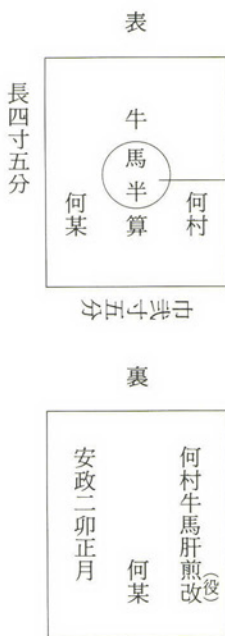
算人、破産人、半算、破産の文言が見え、ことに享和頃の請状には殆どこの文言が見える。安政のこの「御作法書」でも全面的に半算人、破産人を牛馬売買の際の周旋人として重視している。おそらく旧来の長い慣行をもった馬苦勞の実績を認めざるを得ず、馬苦勞の中から藩としては余り不法を行わない人柄を詮議して半算人・破産人にしたのであろう。半算人・破産人という言葉もとは民衆の間で用いられていた言葉だったかもしれない。半算人と馬苦勞とをほとんど同義語のように使っている場合もあるので、一義的に決めがたいようである。

また前に見た「御書出」や「定」等が他領との牛馬売買を重視しているのに比べて、この安政の作法書では他領との売買の記事は僅か一ケ条である。これは他領との売買が無かったのではなく、商品流通、交通の発達とともに、むしろより日常的になっていたからではないだろうか。

この本文は、はじめに「牛馬売買二付、庄屋組頭惣百姓中 半算人心得ケ条」とあり、次の十四ケ条からなっている。

(1)牛馬売買の際には売主買主双方の半算人が立会い、売主買主の前で正直に代銭を決め、当日から三十日限りに

此判改焼印、大庄屋元にて改判



相對にうけわたすこと。決して半算人から受払いをしてはならない。

(2)毎年正月に半算人には次のような板札を書き改めて、一年限り渡しておくので、この板札を基準にして売買せよ。前年の古札は用いないこと。

(3)半算人は売買の証人になる心得で牛馬の痲病^{ケツ}、夜盲、岸落、血ぞり、血尿などの病気のあるのを隠して安価の牛馬を高値に売ることを決してしないこと。

(4)半算人の中には売主買主の知らぬように「居季」とかいつて半算銀のほかに一疋の代銭の内から二十目・三十目を取る由、また安い牛を騙して高値に売るなどして、それを手柄にしている者もあるようである。

以後村の中でたしかかな者を選んで半算人にするので、法

度を正直に守り、難渋している百姓で、新規に買入れ
る代金を調え得ない者には、調達の世話を親切にして、
速やかに受払いが済むようにすること。

(5) 貧窮な百姓が牛馬の死後、牛馬を新規に買入れる時
に、代金の受払いが嚴重では代金の調達も難渋であらう
が、望むままに延引しては、牛の値段に響くので、その
時は肝煎と半算人から村役人へ相談して何とか手段を講
じて、堅く三十日限りに受け払いが済むようにするこ
と。

(6) 牛馬売買にかかる手間は、その村でのこれまでの慣行
でやってよい。その他に半算銀を次のように渡すので、
規定外の不正の筋の無いようにすること。

銭六拾文 売主之方半算人江牛馬共買主より

相渡

同三百文 買主之方より半算人江牛馬共買主

より相渡

代金壹両ニ付 百文宛金高ニ応し右同断、尤馬斗

(7) 双方の半算人が立ち会わず内々で売買して、その結果
代金が差もつれて支払が滞って才判を願ひ出ても取り上
げない。相互に相談してゆるゆると受払いを片付けよ。

(8) 牛馬買入れの時は、その村の庄屋に申し出て左の案

文の通りの証拠を持参して、その証拠を売主へ渡して、
三十日たつたところで本証拠と引き替え、証拠面の通り
支払うこと。また売り渡す時は買主持参の証拠を受け取
りおき、三日たてば、その証拠を持って買主方へ行き、
代金払方を約束した本証拠と引き替えに代金を受け取る
こと。右の手数をしないで無証拠で隠馬苦勞躰の者に売
り渡して代金支払がもつれても相対で取り計らわせ、村
役人は勿論一族、村方からも構わないこと。

買主からの証拠を受け取っても、その買主が知人でな
い時は買主同道で庄屋の許に行き、引き合わせしておく
こと。

証拠の案文は次の通りであった。

証拠

一 牛馬

何郡何村百姓 何がし

右之通為買入罷越ハ条御売渡可被遣ハ、尤日数三日相

立ハハ、代金三十日限之証拠と引替相渡可申ハ、
よつて如件

年号月

何郡何村 何某

村々庄屋衆中

証拠之事

一 牛馬

代金何程

右ハ其村何某牛馬当村何某買取ハ処相違無之ハ、然上
ハ右代金何月何日切為相払可申ハ、為後日証拠如件

何郡何村 何某

年号月日

何郡何村庄屋 何某殿

(9) 隠馬苦勞や無札で半算する者がいる時は、早速申し出よ。もし右のような者を隠し置き、代錢支払いが紛糾し債務を負うた時は、債務は其の者の一族、組合で其の村並みに取り計らい、債務総額を支払わせ、売主の方へは科代として半額の損に申しつけ、残りの半額はその触切に備蓄して、貧窮百姓の牛馬代錢の「足錢救」に使うこととする。

(10) 旅(他国)牛馬を買入れ分は肝煎役が専ら引き受けの担当になっているが、それでは牛馬の値段などに百姓の内に不満もあるので、各触で半算人の内から手堅い切者(きれもの、敏腕家)にその時々往來切手を頼み、肝煎

役からの書状をそえて他領へ派遣すること。

(11) 安い牛馬を高値に売るために延売りにする者もあると聞か不埒である。今後そのような約定の売買をしてはならない。

(12) 代錢滞納の分は堅き筋々に申し出て才判を受けて受け取るように。牛馬を強引に取るようなことは決してしないように。もし強引に取るようなことがあつた時は、牛馬は勿論戻させて科代として其の代錢は損失に申し付ける。

(13) 肝煎役は売買や代錢の受払いに不埒なことがないか、毎年一ヶ月に一度ずつ村を廻つてよく吟味すること。

(14) 牛馬を買取つた後に使つてみて気に入らない分は、これまでの通り三日を限りその内に返し、売主も引き戻す存念ならば三日の内に引き戻すこと。但し、牛馬を買い取つて後に三日の内に死ぬようなことがあつたら、直ちに売主に断つて、極まりの代錢の内半額を払い、双方五分五分の損たること。

安政二年十月

さらに「一村切百姓人別連印の受書物を指出可申事」とあり、前述の如く安政三年正月尾仲村百姓、組頭取の請書

がある。

以上、福岡藩における牛馬売買に関する法的規制を年代順に考察し、今後の研究の準備をしたつもりであるが、多くの問題点があることに気づく。たとえば牛馬売買において牛馬の鑑定、周旋してきた従来の馬苦勞（伯樂）と藩で決めた牛馬肝煎役及びその手先、半算人の選定、牛馬市や牛馬問屋、他国他領との牛馬売買における問題、牛馬の病氣、とくに隠れた病氣、さらに弊牛馬をめぐつての問題、また代価の支払に関わる諸問題等々、多くの課題がある。これらは、今後別稿で考察したいと思つてゐる。

二 他国他郷での牛馬の押取り

ここでは他国・他地域との牛馬の売買に関する紛争と牛馬の押取りに限り考察する。

最初に窺つた明和六年の「定」では、とくに他国との牛馬の売買に重点がおかれてゐるが、すでに慶長十二年（一六〇七）六月十二日の黒田長政御判の「掟」には「押売・押買仕間敷い事、付、国質・所質仕間敷い事」とあり、これは牛馬の売買に限られた事ではないが、近世初頭においても戦国期以来の国質・所質がなお行われていたと思わ

れ、その後も長く慣行として存続していたと推測される。というのは秋月藩の「農長意路端」の「福岡御領被仰付写」には

郡々より牛馬其他商売之者共が隣国と取引きしてゐる内に、代銭が滞つた場合には、その隣国の者が当領（福岡領）を通つた際に、その者の持通りの物を何品によらず勝手次第に押取る旨の証文を預かり渡しておくのを国手形といつてゐるが、それは宜しからざる仕方であり、右躰の儀のないように国々に触達もあり、領内では左の通り守るように達せられてゐる。

一 馬苦勞に限らず諸商人と隣国取組の国手形を取り交わすことは以後堅く停止する。国手形を取り米銀の証文を持つてゐる者はその者の損失に申し付けろ。受け取つてゐる証文は郡奉行へ指出すこと、他領へ国手形を出してゐる者はその次第を郡奉行へ申し出ること。（以下略）

とあり、ここに見える「国手形」は恐らく国質と同じで、証文としての手形を相手方へ渡したので国手形と云われたのではあるう。ほかにもこの国手形なる文言は随所に用いられてゐる。支藩の秋月藩の「牛馬売買心得の事」には

一 他国の馬苦勞が曳いてきた牛馬は、馬苦勞より庄屋

元へ連絡し互いに納得すれば売買を認める。

一 他国への牛馬売渡は現銀売に決めているので、もし代錢延売りして支払が差もつれた時は御役方では御引き受けなし。代錢は「捨り」(廃棄)となる。

一 庄屋元へ申し出ず代錢差もつれの場合も右に同じ。

一 他国へ牛馬を買いに行く時は現銀持参で買い取るのと。延買いは不可。隣国へは代錢持参なき者は売

り渡しなきよう聞き合わせた旨を承知している。

一 押え馬は禁止、もし押え馬の時は村役へ届け、村役に受け取り、引き戻すことを承知している。

としている。本支藩ともに同じであったと思われる。

ことに福岡藩においては国手形の禁止、あるいは前節でも窺つたように他国、他地域の牛馬差押えを度々禁止しているにかわらず、中世以来の慣行がなお農民の中には根強く残っていたのであろう。寛政八年二月にも「牛馬そのほか商売之もの、隣国取合ニ付国手形指出い儀、此以後堅ク停止被仰付い趣、旧冬委鋪御書付を以被仰渡、小百姓、遊民体まで不洩様相示置い」と達しているのである。⁽²²⁾

ここでは他領、他地域との牛馬売買における紛争、こと

に牛馬の押取りについて二つの事例を窺うこととする。

1 寛政元年(一七八九)「秘記郡町浦御用帳」七月二十六日条⁽²³⁾

天明六年(一七八六)冬筑前穂波郡土師村長兵衛は牛馬売買の心得ある者で、彼のもとに同郡大分村の七次が篠栗村枝郷木戸の正次郎の牛を牽いてきて、正次から頼まれていたので売ってくれるように頼んだ。その節に秋月領平山村の甚三が長兵衛方へ来あわせて、牛を買い取るという言葉で、代価を百三十五匁に決め牛を渡した。しかし代価を払わないまま翌天明七年春に出奔、行方不明となった。このため牛主正次郎へは長兵衛と七次が幾分弁償し、その後平山村の清三なる者をもって平山村の村役に甚三へ売り渡した牛代を解決してくれるよう申し入れたが、甚三出奔のため取り合ってくれないため、長兵衛は平山村の牛を押さえ取るほかない旨を申し断つて引き取った。

その後天明七年七月末頃長兵衛は平山村の与蔵の牛を銭百三十目余で買い取ったが、代錢は払わず、牛は前に不払いのままだった牛の弁償として大分村の七次に渡した。

その後寛政元年四月五日に長兵衛の伯父平山村の源次が

長兵衛方へ来て牛を借り春田起しをしていた処、平山村の与蔵・正市・次吉が来て、この牛を差し押さえ与蔵のもとへ牽いていった。代料六百目余もする牛なので難渋の旨、平山村の村役へ申し入れたが返されず、それなら無理にでも右の牛を牽いてこようと、長兵衛より源次へ申し合わせ、源次の倅与三次兄弟が牛を土師村へ取り返した。

その後四月九日長兵衛父子が田の施肥に行った留守に何者かが来て牛を牽き出した旨、女房から知らせて来たので長兵衛は川原田まで駆け付け、平山の与蔵・久我次・正市に追いつき、長兵衛と与蔵・正市が乱闘、長兵衛が組み伏せられて悲鳴をあげている処に倅の万九郎が駆け付け、持參の棒で与蔵を打擲し、倒れた与蔵を正市が抱き起こしているうちに長兵衛父子は牛を牽き帰ったが、程なく与蔵は気絶、村役が来て医師を呼び寄せ、薬用して暫くは気分も折り合った様子であったが、翌朝死亡した。

この一件で倅の万九郎（十六歳）は「子として其場を見捨可罷在様無之儀ハ勿論」であるが、「若輩之身分思慮無之」、「所柄之勘弁も無之、及打擲」び殺害したのは不届至極として下手人とされ、親長兵衛は大島へ遠島、枝国の大庄屋五平は科銀二両、土師村庄屋大九郎は科銀壹両、同村

組頭中は科銀壹両ずつ、長兵衛組合百姓九人は科銀貳匁ずつ、大分村七平には科銀壹両が課せられた。ことに組合の百姓九人は「兼て牛馬肝煎役ハ触々相立イ事にイ処、長兵衛内々ニて牛馬取扱イ儀乍及見、其儘ニ致置イ」こと、また大分村七平も「兼て之掟を背、内々牛馬を買売いたしイ」ことをきつく咎められたのであった。

郡奉行と秋月郡奉行の間では万九郎を死罪でなく、秋月の「御趣意ニ応し」て下手人にすることに決まり、秋月家老中からは福岡本藩家老中へ「此方江御引渡などニハ不被及」、「御地御法之通刑罰被仰付イ」と通知している。他領とはいえ本支藩間のことではトラブルはなかったが、実際は万九郎は下手人ではなく斬罪に処せられている。⁽²⁴⁾

2 天明二年（一七八二）「秘記町郡浦御用帳」三月十五日の条⁽²⁵⁾

志摩郡今宿の弥右衛門は数年隠馬苦勞をしていたが、各地の牛馬売買に携わって牛馬代の債務を引き負い、その上、他国との牛馬売買は牛馬肝煎以外はしてならないと堅く申し付けられているのに、筑後辺まで内々に牛馬売買などを取扱い、さらに「牛馬代滞納の時、郡内いずれの

村々の牛馬であろうと勝手に押え取つてよい」という不埒な証文を入れることは堅く停止申し付けられていたのに、右のような証文なども他国他郡へ差出していた。

ことに天明元年（一七八二）十一月五日志摩郡元岡村の百姓長次郎が諸上納銭を福岡へ付け出しに行つた帰りがけ藤崎口（別に唐人町或いは西新町とも見える）にて、粕屋郡箱崎村の者大勢で長次郎の馬を押取り箱崎へ牽き帰つたので取調べた処、箱崎村半三郎が仲介して同村伝四郎の馬を弥右衛門へ売り渡した馬代銭（二百八十目）が滞つたため、元岡村の馬を押取つたと分かり、馬は馬主へ返させ、弥右衛門を詮議したところ、居郡、他郡四ヶ村に馬代七百七拾目が滞り、掘立同然の家に住み家財も無く馬代返済の手段がない。また相手の四ヶ所（表粕屋郡箱崎社領・怡土郡多久村・宗像郡池田村・御笠郡立明寺村）の馬主共は其の村庄屋、組頭へも届けず内々の相対売買ばかりで証文も無い状況であり、牛馬売買の「定」に相違して不埒である。ことに弥右衛門は日頃不人品の者につき郡牢屋の上、御城下向寄並びに居郡追放になつた。

また今宿の庄屋長兵衛は科銀杓杖、同宿組頭五人に科銀杓杖、箱崎村半三郎は日数五日入籠之上、科銀杓杖を課せ

られた。さらに四ヶ村の馬主の馬代滞銭は計七百七十三匁であるが、これには今宿庄屋・組頭、箱崎半三郎の科銀と弥右衛門家財建家払代三口〆二百三十四匁を渡して、不足分は馬主共の損失と申し付けられたのである。

かかる牛馬売買の紛争からする牛馬の押取りは久留米藩でも寛政九年（一七九七）に「馬苦勞ニ不限、諸商人隣国取合国手形差出^ハ義、此段堅停止之事」と達し、これまで国手形を受け取っている者は出銀は損失、証文は郡奉行へ差出すこと、他領へ国手形を出している者は郡奉行へ申し出る事、他領の牛馬或は荷物を押取つた者からは村役人へ申届け、押取りの品々は村役人より取り上げ、先方へは預り手形を渡し、押取りの者共は同類までも罪科に申し付けるとしており、民衆の間では国手形の慣行は度々禁止されながらも意識的にはなお根強く残っていたようである。

勝俣鎮夫は中世の国質・郷質について「加害者本人より損害賠償を取ることが困難な場合、直接関係のない同集団のMEMバーに被害を与えることによって問題をその集団内部の問題とし、その内部解決によって返還を期待することであつた」と²⁷いっているが、近世でも農民の意識にはそれは根強く生きていたのであろう。しかし近世大名領国にお

いては大名権力は、大庄屋、庄屋を通して郷村の内部まで（其の限界はあるにせよ）支配し、他国、他領からの何らかの「力」が入るのを極力排除したのであって、牛馬売買に おいても藩が選定した牛馬肝煎役・半算人を置き、取引の過程では庄屋にきびしく関わらせて大庄屋に報告させるなどしていた。にもかかわらず後年まで隠シ馬苦勞がおり、それに農民が深く関わっていたのは、村落内部の諸事情があつたのであろう。あるいは他領、他地域の牛馬押取りがなされたことには農民の間にお中世以来の慣行、意識が根強く生きており、これらに強力とはいえ藩の郷村支配の限界を見る思いがする。

(1) 遠鞍（遠賀・鞍手）懸り 郡奉行「覚」（九州大学附属図書館六本松分館檜垣文庫）。

(2) たとえば怡土郡井原村三苦家文書の目録を見ただけでも牛馬代のための借用証文が十二通ある。

(3) 帝国競馬協会編・発行「日本馬政史」（一九二八）第三卷五七九―五八二頁、五八五―五八六頁、第三卷六二―二一六二五頁など、なお第四卷第八章は近代であるが参考になることが多い。

(4) 宗像市鐘崎歴史民俗資料館所蔵。

(5) 福岡藩郡役所記録（『福岡県史資料』第四輯、三七九―三八〇頁）。この仕組は延享元年十二月六日には廃止

されている。

(6) 三苦家文書（九州大学附属図書館六本松分館所蔵）。有松家文書（九大記録資料館所蔵・鎌田家文書（志摩町）にもあり。七隈史料刊行会編『福岡藩法令集』（七隈史料叢書「九」一九七六）四二―四四頁参照）。

(7) この「定」には免札の形を示してないが、請状の案内の中にあるので、ここでは案文より揭示した。

(8) 「牛馬肝煎役請書物」（前原市志登 中村家文書）。原文は『筑前福岡藩史料雑纂』（秀村編『地域史資料叢書』第二輯、九州大学出版会、二〇〇六年）一三〇・一三一頁を参照。

(9) 同右雑纂、一三一・一三二頁。なお寛政五年に「馬苦勞人数先年被相定置^ハ通ニテハ：御馬買上差支」百姓一人、一立切に申し付けた（『福岡県史 近世史料編 福岡藩御用帳（二）』（福岡県、一九九三年）四七三頁）。

(10) 吉田家文書（筑前宗像郡陵巖寺村）宗像市松崎文書館所蔵。寛政五年七月陵巖寺村百姓の別連判の提出を求めているので、この「覚」の日付五月廿日は寛政五年五月廿日と推定される。

(11) 秀村「天明期福岡藩における農政の一史料」（『久留米大学比較文化年報』第四輯 一九九五年）。なお『福岡県史 近世史料編・御用帳』（二）（二）には天明・寛政期の社会的変動の底流を示す史料を多く見出し得る。

(12) 福岡県粕屋郡篠栗町立歴史民俗資料室所蔵。この「定」は郡奉行中から郡奉行嶋井仁右衛門、表粕屋

郡の三大庄屋、村々庄屋中、組頭中、百姓中に宛てられている。おそらく各郡に同様に達せられたであろう。

(13) 篠崎家文書(旧福岡町史編纂室所蔵)。

(14) 「口達控」(村々牛馬破産人中宛) 前原市志登中村家文書。前掲『筑前福岡藩史料雑纂』に収めている。

(15) 黒瀬家文書(粕屋郡篠栗町、現在福岡県地域史研究所に預り)。

(16) 前掲『筑前福岡藩史料雑纂』一二二～一三〇頁。

(17) たとえば前掲今宿の弥右衛門は各地に馬代七百七拾目を滞らせ、掘立同然の家に住み家財もない。また寛政十二年九月旅石・久原・戸原三触の借財の大半は馬苦勞の負債で彼らの家屋敷・家財・田畑を村に引上げて売ったが、なお廿八貫目が残った(寛政十二年十月牛馬御作法書 篠栗歴史民俗資料室蔵) など、彼等の破産状態の記録は屢見出される。

(18) 「吉田家家事日記帳」嘉永六年四月三日条(三三七頁)。このほか「六郎儀(吉田家嗣子)、太平・茂六同道致し田島・深田・田野辺牛買ニ参ひ処、田野村二居申ひ間、買取居申ひ事、夕右兩人え夕食給ス(献立略)」(嘉永六年三月晦日条、三三五頁)とあり、いずれも牛馬売買の周旋、世話を頼み、ねぎらったのであろう。

(19) 「知所」(九州大学記録資料館法制史料部門所蔵)。

(福岡県地域史研究) 第二一号、二〇〇四年)。

(20) 秀村「筑前国秋月藩『農長意路端』」(福岡県地域史研究) 第一九号、二〇〇一年)。

(21) 同右。

(22) 『福岡県史 近世史料編 福岡藩御用帳(二)』五三一・五三二頁。

(23) 同右(二) 二九五～三〇二頁。

(24) 同右(二) 三六五頁。

(25) 同右(一) 二八三～五頁。

(26) 上村双耳氏(久留米市)所蔵文書。

(27) 勝俣鎮夫『戦国法成立史論』第二章国質・郷質についての考察(東京大学出版会、一九七九年) 四七頁。

〔付記〕 もともと牛馬の売買、馬苦勞、半算人に関心をもったのは、年来の下人研究における人身売買での「悔返し」や、隠れた病氣など参考にすべきものを見出したからであるが、今回は法的規制の列挙と他地域との紛争、牛馬の押取りにとどまった。

小稿を草するにあたっては、板橋皓世・上野眞子・川島悦子・河村吉矩・松崎不二子・横田武子の諸氏に種々の御教示を頂き、史料所蔵の各位、各館には大変御世話になった。また寛政十二年の作法書は河村吉矩氏の解説文、現代語訳を参照させていただいた。いずれも心から感謝の意を表する。今回は充分史料を生かし得なかつたので次稿を期している。

(ひでむら・せんぞう 九州大学名誉教授)